

# 令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員 社会の力特別非常勤講師 採用選考募集案内

登録制

教員免許を持たない方が専門的な知識・経験を活かして、小学校の授業の一部を受け持っていただくれる職です。あらかじめ登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。

登録期間を一定程度設け、年度当初のほか、各小学校の必要に応じて年度途中にも任用を行います。

## 1 募集教科、職務内容および勤務場所

募集教科	外国語、外国語活動、体育、プログラミング教育
職務内容	1 担当教員との事前打合せ 2 特定教科・領域における一部の単独授業運営（指導案・教材の準備、授業後の児童の評価含む。） 3 担当教員との事後打合せ
勤務場所	練馬区立小学校

## 2 応募資格

【共通資格】をすべて満たし、応募した教科について【教科別資格】に示す条件のいずれかに該当する方

### 【共通資格】

- (1) 教員免許状を取得したことがない方
- (2) 東京都教育委員会が実施した「特別非常勤講師に係る研修（講座）」または区がこれと同等の内容であると判断した研修等を修了した方

### 【教科別資格】

#### ◆ 外国語および外国語活動

上記(1)～(2)に加え、以下に該当する方

ア 現職であり、日常的に英語を使用する業務に継続して従事している方

#### ◆ 体育

上記(1)～(2)に加え、競技の専門的知識を有し、以下のいずれかに該当する方

ア スポーツの分野において、各競技の都道府県大会またはこれと同等以上の大会に出場し、活躍した方

イ スポーツ指導者として、主として指導した児童又は生徒が、その指導期間中にアと同等の活躍をした実績のある方

ウ 長年にわたりスポーツ指導者として競技指導の経験がある方

#### ◆ プログラミング教育

上記(1)に加え、以下のいずれかに該当する方

ア 教職員を対象にしたプログラミング教育に関する研修実績のある方

イ 児童・生徒を対象にしたプログラミング教育に関する出前教室等の実績のある方

ウ 区がアまたはイと同等の実績があると判断した方

## 3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で、必要に応じて任用します。

#### 4 勤務条件

報酬額	時間額2,449円（地域手当相当額を含む）【令和7年12月8日現在】 ※ 報酬の支給日は、翌月15日です。 ※ 給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に伴う交通費相当額を区の算定基準に応じて支給します。 (1か月の上限額 55,000円)
勤務時間	原則週29時間以内 午前8時15分から午後4時45分までの間の1日6時間以内、月86時間以内
加入保険	社会保険等への加入はありません。
時間外労働	原則なし
年次有給休暇	所定の年次有給休暇を付与します。 ※ 勤務日数によって、対象外となる場合があります。
その他	練馬区立学校は敷地内禁煙

#### 5 申込み・選考の流れ

##### 【登録】

- ① 選考フォーム(URL: <https://logoform.jp/f/Uu6cQ>)から、お申し込みください。右記のQRコードからもお申し込みいただけます。  
申込期限は令和8年12月15日までです。

QRコード(インターネット)



##### 【選考】

- ① 小学校で社会の力特別非常勤講師が必要になった場合に、登録者の中から選考し、面接選考の連絡をさせていただきます。  
面接選考の連絡は、学校または区の担当部署から連絡します。
- ↓
- ② 初めて社会の力非常勤講師の面接をする方には、面接連絡後にメールで適性検査のご案内を送付します。インターネット上で受検してください。
- ↓
- ③ 面接選考は、採用予定の学校で実施します。
- ↓
- ④ 面接選考の結果は、採用月の前月下旬までに郵送でお知らせします。

## 6 欠格条項

地方公務員法第16条各号および学校教育法第9条各号のいずれかに該当する方は、受験できません。

### ○地方公務員法

#### (欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、選考を受けることができません。

### ○学校教育法

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十二条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 7 その他

- (1) 選考申込書に記載していただいた個人情報は、採用選考時の判断および合否の連絡ならびに採用後の人事・労務業務のみに使用します。また、提出された資格・免許等の写しは返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本事業に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当区の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。また、同様に面接時に確認することができます。

## 8 問合せ先

練馬区教育委員会事務局 教育指導課 サポート人材推進係

〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎12階

電話：03-5984-1312（直通）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第2条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- (1) 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十五条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- (2) 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十五条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- (3) 児童福祉法第六十条第一項の罪
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- (5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- (6) 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの